

3 家財整理



気軽にできる終活の一步といえ、家の片づけかもしれません。ただし、家の中の整理をするには、すべての物を出して、選んで、不要な物を処分するなど、かなりの気力と体力が必要です。そして、本当に必要な物なのかを見極める判断力も求められるため、家財整理は若いうちから行うのが理想的です。

このように自分の意志で持ち物を仕分けることを生前整理と呼び、これを済ませることで、今後の生活がしやすくなくなるだけでなく、残された家族の負担を減らしたり、自分の財産の状況を把握できたりするメリットがあります。

Q & A

- Q 終活で捨ててはいけぬ物がありますか？
A 家族が遺品として残したい思い出の物や毎日使うような生活用品は捨てないようにしましょう。
- Q 物を捨てられない場合どうしたらよいですか？
A 自分で整理の基準を決めるとともに、「いる物」と「いらぬ物」で仕分けるのではなく、「使う物」「使わぬ物」で仕分けてみてください。

デジタル終活

忘れてはいけぬのが、スマホやパソコンなどに蓄積されたデータやオンラインサービスの整理です。体力をさほど必要としないので、終活の一步に向いているかもしれません。

- 画像や動画
- 各種ID・パスワード
- ネット銀行などの情報
- 有料サイトの登録情報

登録に必要な手数料や負担金等はすべて無料

登録された市内戸建て住宅に、子育て世帯が住み替える場合、市から家賃補助があるので、契約成立の可能性UP

4 財産整理



財産整理も家財整理と同じで、今ある財産に必要なものと不要なものに分け、不要な財産は解約や処分等を行います。現金や預金、クレジットカードのほか、有価証券、不動産、保険、借金など日頃意識しない財産もあるので、しっかりと把握することが大切です。

中でも、自宅や土地等の不動産については注意が必要です。もし整理できずに亡くなった場合、相続の関係でまず家族が、いなければ遠い親戚が家の管理者になることもあり、そのとき、管理できないとして、相続を放棄されるケースもあります。

相続放棄しても「空き家」の管理者に

相続を放棄した場合、固定資産税の納付義務などすべての責任がなくなるイメージがありますが、民法上、不動産の管理義務が残ってしまう可能性があります。「もし管理義務のある空き家に倒壊の危険性があつたら…」 「もし管理義務のある空き地が雑草や樹木で繁茂したら…」、近隣住民とのトラブルに発展するかもしれません。実は、こうした状況が滝川市内でも増えており、市のくらし支援課にも相談や苦情が寄せられています。

このようなトラブルを回避するためには、やはり事前の整理が必要です。しかし、いざ始めるとなるとわからない。そんなとき、「中空知住み替え支援協議会」が力になってくれるかもしれません。

中空知住み替え支援協議会

中空知住み替え支援協議会では、高齢者や子育て世帯が快適な生活を送ることができるよう、各種支援を行っています。



【問合せ】事務局 ☎ 24-1880

支援①

高齢者が有料老人ホームやグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅等に入居(既入居者含む)する際、市内にお持ちの戸建て住宅を賃貸物件として協議会に登録すると7万円が補助されます。

支援②

中空知管内に所在する戸建て住宅を売りたい、貸したい方は、まず協議会に登録してください。その登録情報は、ホームページや情報紙などで広く発信されるので、希望する契約の早期成立が期待できます。

5 死後事務委任



自分の死後、身近な親族がいれば必要な諸手続きをしてくれる場合が多いですが、親族以外の第三者に頼らざるを得ない場合、力になってくれるのが「死後事務委任契約」というものです。これは、信頼のおける受任者を選び、死後の事務を依頼することで、葬儀や供養、その他諸手続きを自分の思うイメージで行うことができます。ただし、人や制度、各機関が行うサービスによっては引き受けてもらえないものともえられないものがあるため、契約を複雑化させないためには、一括対応できる方と相談してみるとよいでしょう。

このようなお悩みをお持ちの方

- ◆ 家族が遠方に住んでいるので頼みにくい
- ◆ 身寄りがいないのでお葬式や供養を頼めない
- ◆ 親族と仲が良くないので頼みにくい
- ◆ 信頼できる人に葬儀や供養を頼みたい
- ◆ 誰にも迷惑をかけたくない

誰と契約するの？

死後事務委任契約の受任者となるためには、資格のようなものは必要ありません。信頼できる「知人・友人」などに委任する場合がありますが、口約束ではなくしっかりとした契約を結ぶことが大切です。また「弁護士」「司法書士」「行政書士」などの専門家に委任するとより安心です。

死後事務委任の一例



今から始めませんか

本特集で取り上げた分野は、自分が亡くなったあとに、家族などが手続き・判断に困らないように、今から取り組むべき活動に着目してありますが、自らの最後の計画をしっかりと立てるためには、これ以外にも医療や介護のことも欠かすことはできません。終活の範囲は実に幅広く、すぐに始めても早すぎるといったことはありません。

6 遺言書



「自分の財産は少ないから」といった理由で遺言書を準備しない方も多いと思われがちですが、実は財産が少なくても遺産相続で争いになるケースがあることをご存じでしょうか？また、通常遺産をもらえぬ人は家族や親族などの「法定相続人」に限られているため、あなたが望む人に財産を継承したくてもできなかったり、取り分が減少したりする場合もあるのです。

遺言書があれば、相続に関するトラブルを避けたり、自分の面倒を見てくれる友人に財産を残すことも、妻や夫に全財産を残すことも可能になります。

遺言書のポイント

遺言書の残し方としてよく用いられるのは「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2種類です。

自筆証書遺言

その名のとおり自分自身で書き残すもので、費用をかけず比較的簡易に作成できますが、法律に則った書き方をしていないと無効になってしまいます。

公正証書遺言

公証役場の公証人に関与してもらい遺言を公正証書として残す方法です(作成時に費用がかかります)。

滝川公証役場

【問合せ】 ☎ 24-1218

滝川公証役場では、遺言、任意後見、尊厳死宣言、死後事務委任など終活に関する公正証書を作成しています。相談は無料ですので、まずはお電話ください。

そのほかにも、離婚に伴う養育費、慰謝料の支払いや財産分与、お金の貸し借りなど、さまざまな契約を公正証書にすることで、将来の紛争を防止することができます。

【特集】 変わりつつある終活事情 おわり